

平成29年11月1日
自動車局整備課

ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査を実施します

自動車の「分解整備」は認証工場に依頼するよう啓発を行うとともに、「分解整備」を違法に行う事業者の情報収集を行うことを目的としたアンケート調査を実施します。

自動車を安全・安心に使用していくためには、適切に定期的な点検と整備（定期点検整備）が行われることが重要です。定期点検整備においては、安全上重要なブレーキ等を分解して整備する「分解整備」を伴うことがあります。

「分解整備」を業として実施するには、道路運送車両法に基づく、国の認証を受けなければならないため、認証を受けていない事業者が車検を請け負い、ユーザー車検の手続を代行した場合、定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。

【アンケートの対象となる自動車ユーザー】

以下の条件をすべて満たすユーザーを対象とし、無作為に抽出します。

- ① 平成29年7月から9月に車検を受検したもの
- ② 車検申請時に、点検整備記録簿を提示したもの
- ③ 受検形態が「その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）」のもの



【アンケートの内容】

- ① 点検整備記録簿の保管状況
- ② 定期点検整備における交換部品
- ③ 定期点検整備の実施者
- ④ 車検の依頼先の形態 など

【調査実施期間】

平成29年11月上旬にアンケートを送付、平成29年11月末までにアンケートを回収

本アンケートにおける、点検整備や分解整備事業に関する「よくあるご質問」はこちらで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001201888.pdf>

【問い合わせ先】

自動車局整備課 久手、成澤
代表：03-5253-8111（内線42423）
直通：03-5253-8600

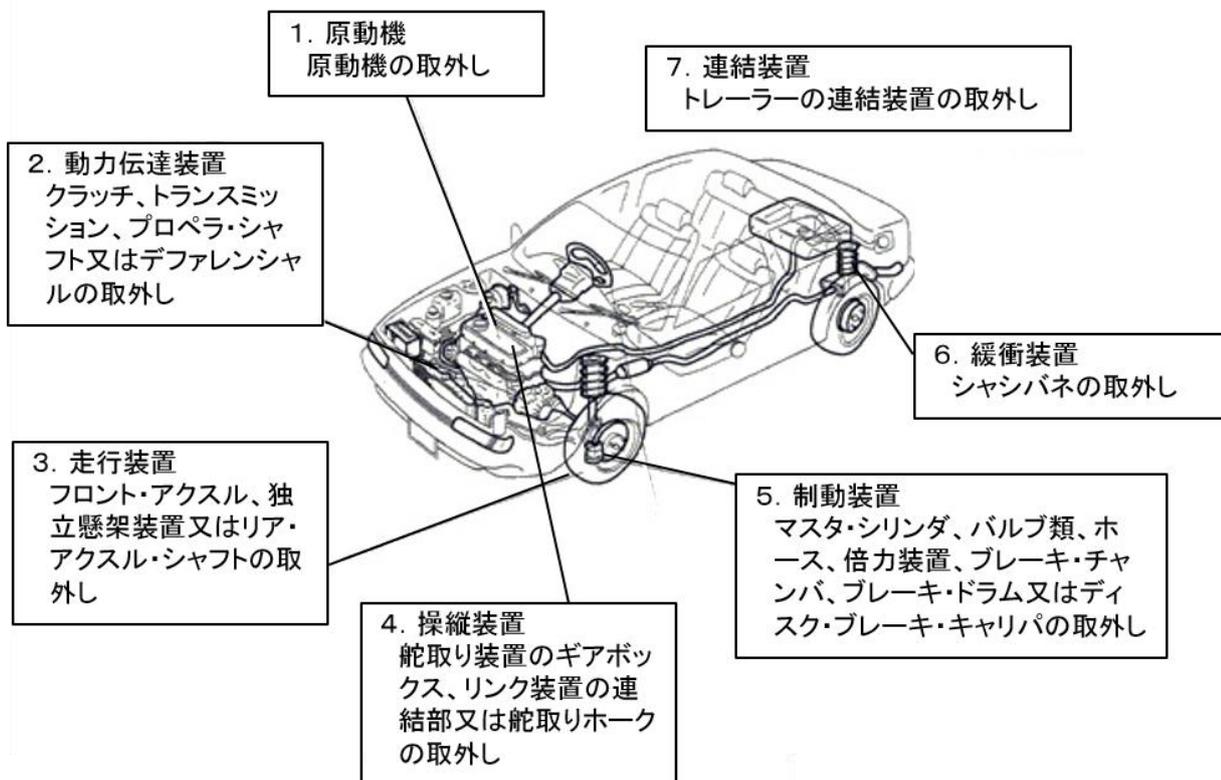
(参考)

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

分解整備の例

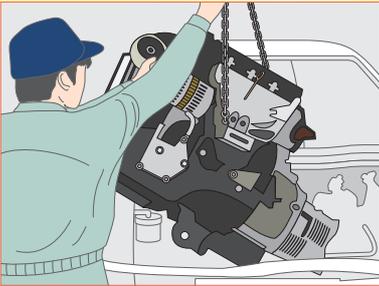


違法整備！ あなたの クルマは大丈夫？

自動車の
分解整備業を行うには
国の認証が必要です。

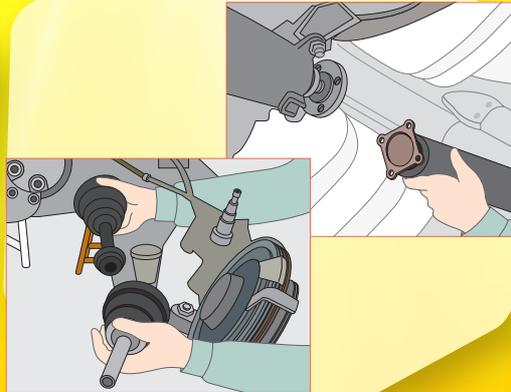
国の認証が必要な作業例(分解整備の例)

1 原動機 (エンジン脱着)

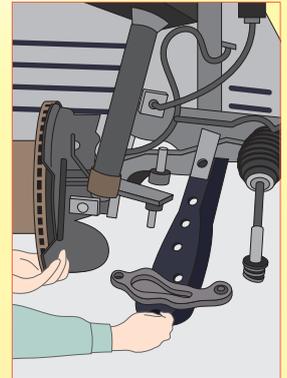


2 動力伝達装置

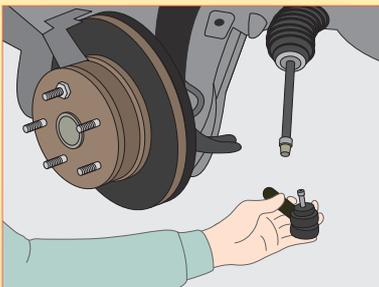
(ドライブシャフト、プロペラシャフトなどの脱着)



3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置 (タイロッドエンド脱着)



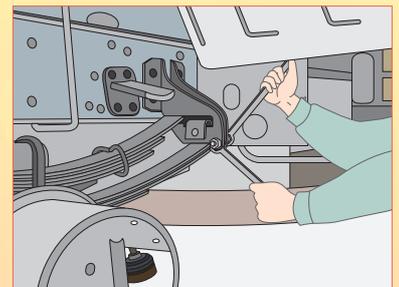
5 制動装置

(ブレーキパッド等、ブレーキ部品の交換)



6 緩衝装置

(リーフスプリング脱着)



未認証行為は、道路運送車両法違反です！！

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（九）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車分解整備事業を営んだ者

車の点検整備実施状況をチェック!

車検証をご確認ください。

[検査時の点検整備実施状況]

- 点検整備記録簿記載あり
車検時に点検整備記録簿が窓口に提示された場合です。
- 点検整備記録簿記載なし
車検時に点検整備記録簿が窓口に提示されなかった場合です。

[受検形態]

- 指定整備工場、認証整備工場
国の認証を受けた整備工場によって車検が実施された場合です。
- 使用者
自動車ユーザー本人によって車検が実施された場合です。
- その他
上記以外の方によって車検が実施された場合です。

※「点検整備記録簿記載あり」と記載されているのに、点検整備記録簿をお持ちでない場合は、車検を依頼した工場にご確認ください。

※点検整備記録簿は車両に備え置き、例えば自家用乗用車にあつては2年間保存しなければなりません。

車検や整備の依頼先が認証整備工場かどうかご確認ください。

- check
- 依頼先の工場に右のような標識が掲示されていない
 - 点検整備記録簿または分解整備記録簿に、認証整備工場名と「認証番号」の記載がされていない
 - 交換部品や整備作業がチラシ表面の1～6のどれかに該当する

上記全てにチェックが入る場合は、違法に分解整備が行われているおそれがありますので、以下のお問合せ先に情報提供ください。

認証整備工場の標識 (例)

分解整備を伴う車検や点検整備の依頼は認証整備工場へ!!

- 北海道運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 011 (290) 2752
- 東北運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 022 (791) 7534
(青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)
- 北陸信越運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 025 (285) 9155
(新潟、富山、石川、長野)
- 関東運輸局自動車技術安全全部整備課 045 (211) 7254
(東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)
- 中部運輸局自動車技術安全全部整備課 052 (952) 8042
(愛知、岐阜、三重、静岡、福井)
- 近畿運輸局自動車技術安全全部整備課 06 (6949) 6453
(大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)
- 中国運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 082 (228) 9142
(広島、鳥取、島根、岡山、山口)
- 四国運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 087 (835) 6369
(香川、徳島、愛媛、高知)
- 九州運輸局自動車技術安全全部整備課 092 (472) 2537
(福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 098 (866) 1837